

全労済協会だより

vol.28

CONTENTS

- 「希望のもてる社会づくり研究会」報告(第6回) 1
2008年11月からスタートした「希望のもてる社会づくり研究会」(第6回)の概要をご紹介します。今回は研究会委員 阿部彩氏(国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第2室長)から「子どもの貧困」の報告を受けて討議を進めました。
- 2009年度春期退職準備教育研修会
(インストラクター養成講座)開催のご案内 6
- 2009年度公募委託研究の募集の予告 6
- シリーズ ユニカー(団体(法人)自動車共済)Q&A⑩ 7
「車両の入れ替えについて」
- 研究委員会・事業委員会の開催報告 7
- 書籍『年金を選択する 参加インセンティブから考える』発売のお知らせ 7
- コラム「暮らしの中の社会・労働保険②」 8
雇用保険(失業防止と再就職の支援)について
- 全労済協会からのお知らせ 8
● 当面のスケジュール

「希望のもてる社会づくり研究会」報告(第6回)

全労済協会が実施している「希望のもてる社会づくり研究会」の第6回研究会を4月16日(木)に開催しました。その概要をご紹介します。今回は研究会委員の阿部彩氏(国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第2室長)から、「子どもの貧困」についての報告があり、その報告に基づいて、各委員との間で質疑応答が行われました。

- ▶ 第6回研究会(2009年4月16日開催)
(主な議題) ● 講演「子どもの貧困」 阿部彩氏

【阿部彩氏のプロフィール】

- ▶ 国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第2室長。専門分野は、貧困、社会的排除、社会保障、公的扶助。マサチューセッツ工科大学卒業。タフツ大学フレッチャー法律外交大学院修士号・博士号取得。国際連合、海外経済協力基金を経て、1999年より現職。また、厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査検討会」委員、内閣府男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会「生活困難を抱える男女に関する検討会」メンバーなどを務める。主な著書は、『子どもの貧困—日本の不公平を考える』(岩波書店)2008年11月、『生活保護の経済分析』(共著、東京大学出版会)2008年3月[第51回日経・経済図書文化賞受賞]、『子育て世帯の社会保障』(共著、東京大学出版会)2005年5月など。

阿部委員報告の概要

1.なぜ子どもが「貧困」であることは問題なのか？

- 日本では長い間、この豊かな日本社会の中に貧困があるということが認識されていない状況だった。最近になって、貧困は週刊誌等のメディアで頻繁に取り上げられるようになったので、身近なことだとかかなり認識されるようになってきた。しかし、一般の人たちには、「子どもの貧困」と言われても、何のことを言っているのかピンとこないだろう。

(1)子どもの学力と社会経済階層

- 子どもの学力と親の学歴との関係について、15歳の子どもを対象にOECDが行った、数学、科学、読解力の学力到達調査の結果を見ると、明らかに相関関係がある。さらに、2003年から2006年のわずか3年間で日本の子どもの平均点は下がっているが、この学力の低下は特に親の学歴が低い層の子どもの学力の低下による。また、子どもの学力と親の職業と職業

上の地位を見ても、明らかに相関関係がある。

(2)家庭の経済状況と子育ての環境

- 子育て環境と年収の関係を見ても、例えば「子どもと休日に十分遊んでいる」、「子どものことで相談相手が家族の中にいない」、「病気や事故などの際に子どもの面倒を見てくれる人がいない」というのも、年収によって差がある。

(3)貧困と子どもの健康

- カナダの統計によると、子どもの健康の格差は明らかに0歳のときからあり、10歳以降に格差が拡大することが実証されている。同じような傾向は、他の先進諸国にても実証されており、日本においても例外ではないと考えられる。

(4)貧困と児童虐待・非行

- 児童虐待がおこった世帯について、家庭の状況を児童相談所の統計から見ると、原因は経済的困難、就労不安定が非常に高く、ひとり親世帯での発生が非常に多い。また、少年院に収容された約5,000人の子どもの生活水準を見ると、その多くが貧困家庭出身である。犯罪の度合いが重くなるほど、貧困層の子どもの割合が高い。貧困と虐待・非行は非常に密接に関係があることが明らかであるが、福祉関係の実務者や研究者は今まであえて触れてこなかった。「貧困者イコール虐待者、非行少年」というレッテルを張りたくないという配慮がある。しかし、逆にその配慮によって日本社会には貧困が存在し、虐待・非行の大きな要因になり得るということを忘れさせてしまったようなところがある。

(5)貧困と疎外感

- 学校生活は、子どもの生活の中で大きな位置を占めるが、「学校をどう思っているのか」を尋ねても、低所得世帯であればあるほど子どもは、「学校は気後れして居心地が悪い」し、「たいていの先生は私を公平に扱ってくれる」とは思っていない。また、子ども期に貧困であった子は、人間関係の欠如がはるかに高い割合で見られる。

2.貧困の連鎖

- 親の学歴と子どもの学歴の間には、明らかな相関関係がある。子どもの貧困が及ぼす影響という点においては、場合によっては、「塾に行けない」とか、「私立大学に行けない」など、教育費の欠如を指摘することが多い。ただ、貧困が子どもの成長へ与える影響は、教育費の面だけではなく、例えば、親自身がストレスを感じていたり、母子世帯で派遣労働の場合、頻繁に派遣の寮を入れ替わるような住環境など、さまざまな経路を通じて

おこっていることがわかってきた。

- 子どもの成長に影響を与えるものについては諸説あるが、欧米の社会実験的な研究の結果を見ても、所得保障が非常に有効な手段になるだろう。

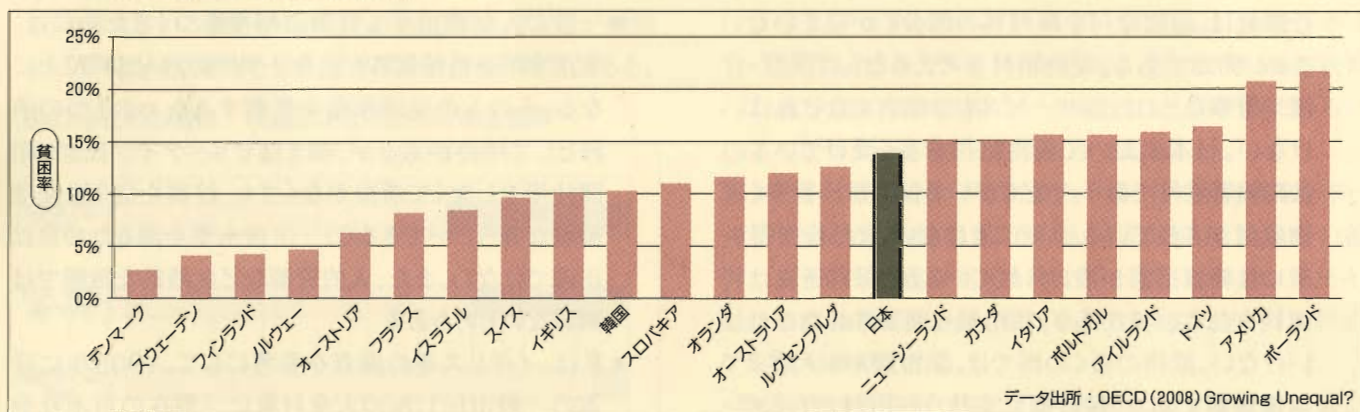
3.子どもの貧困の計測

- 今、一般の日本人に、どういう状態が貧困かと訊くと、アフリカの難民の子どものことや、日本の戦後の食糧難の時期のことをイメージする人が多い。一般市民から政府の官僚まで、想定されている「貧困線」の基準が非常に低い。社会全体の生活レベルに関係なく、生存するためだけに必要なものというのは、一般的には「絶対的貧困」と言う。
- しかし、OECDなどの国際機関や先進諸国の殆どが現在用いている基準は「相対的貧困」である。これは、ある人が社会の1人の構成員として機能するためには、就労し、結婚して子どもも儲けて、いろいろな活動をしなければならないが、そのための必要な生活レベルは、その社会に住んでいる人々との関係で決まるという概念である。
- 日本は戦後、「絶対的貧困」概念で生活保護の最低生活費を決めていたが、池田内閣のときから「相対的貧困」概念に転換している。今の日本では「絶対的貧困」で貧困を計測することは不可能であり、「相対的貧困」で貧困を設定することが唯一の方法である。何故なら、「絶対的」な必需品を決める確たる理論は存在せず、結局のところ、相対的な観点で見えてしまうからである。
- 相対所得による貧困基準を「等価世帯所得」の社会全体の中央値の50%として、今の日本の貧困を計測すると、貧困率は約15%である。子ども全体の貧困率を見ると、約14%でほとんど社会全体と変わらない。しかし、世帯類型別に見ると、母子世帯以外に属する子どもの貧困率は約11%だが、母子世帯に属する子どもでは66%であり、母子世帯の子どもの貧困率が非常に高い。
- 子どもの年齢別に貧困率をみると、2001年から2004年にかけて、好景気の時期に子どもの貧困率全体は少し下がったが、逆に0~2歳の子どもの貧困率はもともと高いのだがさらに上昇した。これは、小さな子どもがいる20~24歳の若い父親が今一番貧困率が高くなっている状況にあるためであり、2004年の好景気の時期にも反転することはなかった。
- 親の就労形態も子どもの貧困率に大きく左右する。大企業で常勤雇用または役員は約6%にとどまっているが、自営業者、1年未満の契約、内職、家族従業者は30%近くになる。

4.子どもの貧困にかかわる政策

- 日本の社会全体の貧困率は、主要国の中ではアメリカの次で2位だが、2000年代中頃のOECDの子どもの

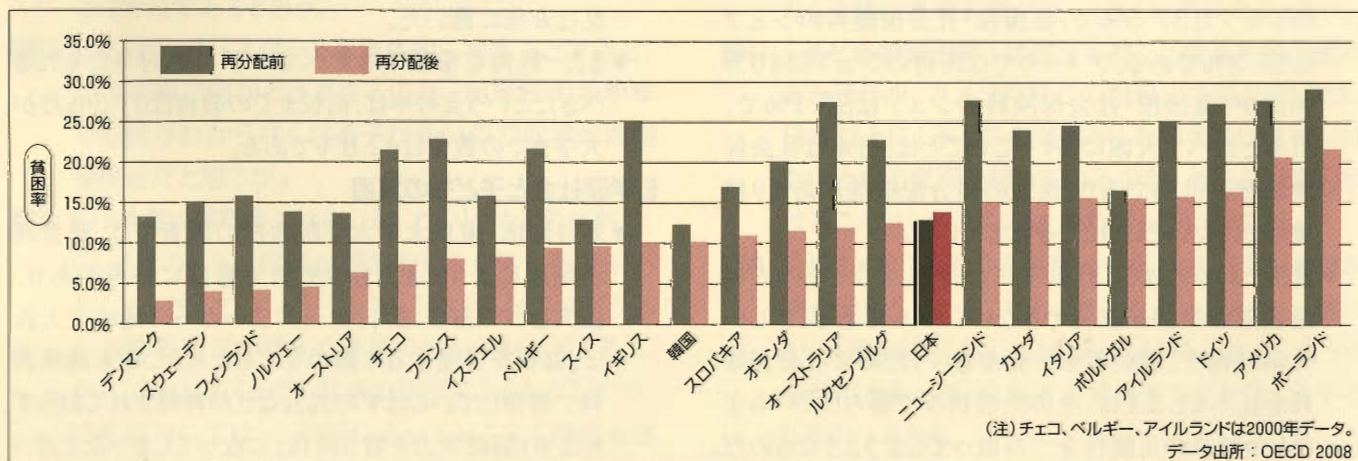
〈図1〉子どもの貧困率(2000年代中旬)



(阿部氏報告レジュメから引用)

- 母子世帯の貧困率は最下位から2番目である。母子世帯の母親の就労率は、80年代から非常に高い就労率で推移しているが、それにもかかわらず非常に貧困率が高いという状況である。
- 諸外国では、子どもの貧困率を解消するには、母親を就労に向けるというのが1つの有効な手段と考えられている。しかし今、日本の社会の中で、2人親世帯で親がどちらも就業しているのは、夫婦ともに高学歴で高所得の世帯であるか、父親の収入だけではやっていけないような世帯であるかで、両極端である。例えば、保育園の子どもと幼稚園の子どもとの父親の収入を比べた場合、保育園の子どもと父親の収入のほうが低い。このため、母親が働きに出なければいけない。もともと父親の収入が低いところに、母親のパート収入でもたいして稼げないので貧困率はさほどよくならない状況にある。日本では母親の就労は必ずしも貧困解消策にはなっていない。
- 公的な家族関連給付についての国際比較を、対GDP比で見ると他の国と大きな差があるということがわかる。日本は現金給付・現物給付・教育支出も低い。人口に占める子どもの割合を勘案していないことを考慮してもやはり大きな差がある。
- 子どもの貧困率を所得の再分配の前後で見るとどうなるか。所得の再分配前は社会保険料・税金を払う前で、公的給付を何も受け取っていない状況である。所得の再分配後は社会保険料・税金を払って、それから児童手当や年金などの現金給付を受けた後である。所得の再分配前後で子どもの貧困率を比べると、だいたいどの国も再分配前に比べて再分配後は大きく下がる。つまり、政府による所得の再分配は、子どもの貧困率を削減する効果がある。ただOECD諸国の中で唯一日本は、子どもの貧困率が再分配前に比べて、再分配後に高くなっている。この状況はすでに1980年代から続いており、最近になって現れたことではない。

〈図2〉子ども(17歳以下)の貧困率：再分配前、後(2005)



(阿部氏報告レジュメから引用)

- このデータに反論する人は、日本の貧困の子どもの多くは保育所に通っており、1人当たり何十万円も補助金等が出ていることを勘案したら、子どもの貧困率は大きく下がるのではないかという。しかし、このような議論は、現物給付を保育料の部分しか見ていないことが問題である。現物給付を考えるならば医療・介護や警察などの行政サービスも全部含めなければいけない。日本において現物給付を多く受けているのは高齢者世帯であり、子どもがいる世帯に一番多く現物給付がされているということはない。また低所得世帯には軽減措置が設けられているが、保育所には利用料を払う必要があり、利用料も勘案されなければいけない。欧州の多くの国では、保育園から大学まで全部無料である。保育園に支払う利用料から大学・高校の費用まで全部含めて勘案すると、子どもの貧困率における日本の順位はさらに悪くなるであろう。
- 日本では、子どものいる勤労世帯が直接税・社会保険料を大きく負担している。これ自体は、現役世代に負担をして、高齢期に集中的に給付を受け取るという社会保障の構造上致し方ない。問題は、貧困世帯において負担が過度に課されている点である。勤労世帯の中でも、どのように負担が分配されているかということである。労働力人口を所得に応じて3つのグループ(低位20%、中位60%、高位20%)に分けて、それぞれが社会全体の総所得と、直接税と社会保険料の総負担をどれくらいシェアしているかについて、6カ国を比較すると、所得低位20%については、日本では所得のシェアは6.7%で、直接税・社会保険料のシェアは7.9%である。アメリカでは、所得のシェアは6.2%で、直接税・社会保険料のシェアは1.8%である。スウェーデンでは、所得のシェアは9.8%で、直接税・社会保険料のシェアは6.1%である。
- 逆に、所得高位20%についてみると、日本では所得のシェアは37.5%で、直接税・社会保険料のシェアは39.3%である。アメリカでは所得のシェアは40.8%だが、直接税・社会保険料のシェアは57.1%で、日本と比べて大幅に多い。このことは、日本は社会保険料が逆進的であり、税金の再分配機能があまり機能していないことを示している。
- 貧困というのは、これ以下になってしまうとその人の最低限の生活が維持できないレベルである。苦しい生活状況で、親が将来年金をもらうために社会保険料を払ってしまえば、その生活状況で暮らしている子どもの将来の可能性をつみ取ってしまうようなものだ。貧困率の逆転現象というのはそういうことを意味して

いる。私は、子どもがいる現役世帯については、貧困世帯を増やすようなことがないように負担を軽くすべきだと思う。

5.すべての子どもに与えられるべきものとは何か？

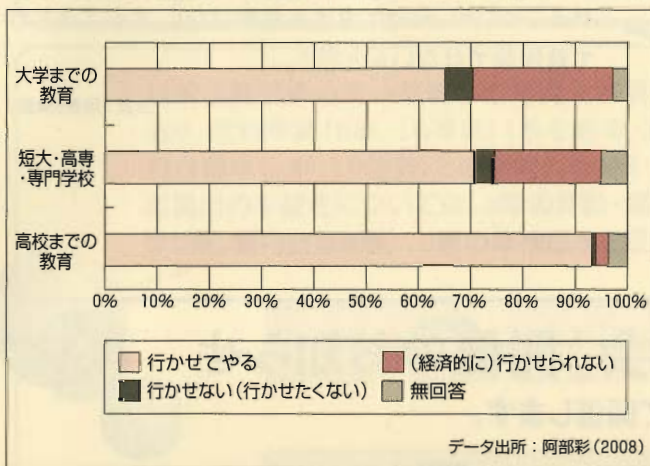
- 一般の人が納得する貧困の指標をつくるためには、生活水準を直接測る方法をどうするのかということになる。その人の生活水準を推測するための1つの手段として所得があるが、例えばビル・ゲイツ氏が1年間仕事をしなくて所得がなくても、貯蓄を切り崩せば優雅な暮らしができるなど、生活水準を測るためには正確ではない。また、人的資源など金銭的な指標では測れないものもある。
- 私は、イギリス等の調査を参考にして、1999年に日本の一般市民1,800人を対象に、「現在の日本社会において最低限必要なものは何ですか」というアンケート調査を行った。少なくとも50%以上の支持を得られた項目(靴を持っている、3度の食事ができる、など)をピックアップすると、生活水準を実質的に測る1つの指標が出てくる。所得という曖昧な生活水準の測り方ではなくて、実際に世の中の人々が絶対に必要だと考えたものを持てるか持てないかという観点で測定することができる。
- 調査の結果、「希望するすべての子どもに絶対に与えられるべきである」項目では、「朝ご飯」が91.8%、「医者に行く(健診を含む)」が86.8%だった。また、「おもちゃ(人形、ぬいぐるみなど)」は、イギリスでは84%だが、日本では12.4%で、そのほとんどが「金銭的ななど家の事情で与えられなくてもしかたがない」と答えている。また、日本は皆保険制度で歯科検診などを無料で受けられるはずだが、「歯医者に行く(歯科検診を含む)」を絶対に受けられるべきだと答えた人は86.1%である。オーストラリアの調査では同じ質問で90%数%だった。思ったよりも支持される率が少ないので私は非常に驚いた。
- また、教育を希望するすべての子に絶対与えられるべきだという支持率は、高校までの教育は61.5%だが、大学までの教育は42.8%である。

6.学歴社会と子どもの貧困

- 荻谷剛彦・東京大学大学院教授の調査では、社会経済階層によって子どもの努力や意欲に格差があり、拡大しつつある。また、ケースワーカーの湯浅克人氏は、高校を受験する年齢の子どもたちが、本来義務教育で習得しているはずの九九などが習得されておらず、もはや「基礎学力を買う時代」になってしまったと言っている。

- 親自身が子どもに熱心に勉強させる土壌がなくなっているといわれるが、12歳以下の子どもがいる親に訊ねてみると、ほとんどの親は子どもを大学まで通わせたいと思っている。しかし、経済的に行かせられないと答えている親もいる。このようなことが、子どもが勉強に対する意欲を失ってしまう理由である可能性がある。

〈図3〉子どもの教育：12歳以下の子どもがある世帯



質疑応答(抜粋)

■Q. 報告は貧困の家庭と一般的な家庭との比較が中心だが、子どもがいない家庭から子どもがいる家庭への所得の再分配ということも考えるべきではないのか。

■A. 子どもがいない家庭とは、これから子を持つ家庭かもしれないし、子どもがいたけれども成長して親から独立した家庭かもしれない。一概にディンクス(DINKS)とは限らない。また、勤労世帯の中で一番貧困率が高いのは独身者であり、貧困であるから結婚していないという見方もある。このように「子どもがいない家庭」はいろいろな場合が考えられるので、単純に「無子世帯」から「有子世帯」への所得の再分配という考えは安易であると思う。

■Q. 日本でヘッド・スタートを具体的に考えるとすると、どの段階で何がどうできるのか。小学校の中学年で勉強がわからなくなる子が多いので低学年段階が重要だと思うが。

■A. 私は教育の専門家ではないが、アメリカなどの事例で、0～6歳のときの貧困が将来的にも非常に影響があることを考えて、ヘッド・スタートのようなプログラムが義務教育就学前から必要ではないかと考える。しかし、これはあくまでも欧米の研究によるものなので、日本においては、小学校に入ってからでも格差を縮小することが可能なかもしれない。重要なのは、子

● 義務教育就学前の子どもの貧困は、子どもの発育などに大きな影響を与えてしまうことが海外の実証研究で明らかになっている。私は就学前の段階で、もっと重点的・集中的に投資する貧困対策を行うべきだと思う。アメリカのヘッド・スタート(Head Start)やイギリスのシュア・スタート(Sure Start)は、義務教育就学前の貧困世帯の子どもたちに、集中的にいろいろなサポートをする取り組みである。

● 日本は確かに少子化対策の一環として保育政策をやっているが、待機児童の解消、病児保育、延長保育の拡充といった政策目標が挙げられることが多い。しかし、これらは母親が長く働けるようにするための、女性の就労政策である。

● 保育の質を上げることが、貧困に対する最初の砦になるだろう。保育所は、栄養士や発育の専門家もいる。また、いろいろな所得階層の子どもがいるので、対象を貧困層児童に絞らないということでは差別や偏見も発生しない。子どもたちの貧困対策として集中的に投資をするには、保育所は格好の場である。

どもが小さいうちから格差を積極的に解消するという教育の機能を高めることである。

■Q. 子どもの貧困について、母子家庭についての政策はどうしたらよいとお考えか。何かの手当が必要か。

■A. 母子世帯も含め、子どもの貧困の解消には、女性雇用の状況を改善する労働政策が一番だと思う。しかし、それが難しいのであれば、政府による所得保障をきちんとしなければいけない。また、父子世帯は児童扶養手当の対象になっていないうえに、離婚した男性の経済状況はあまりよくはない。私は母子世帯を対象にする特定の手当ではなく、貧困の子ども全体を対象にする子どもの貧困手当にすべきだと思う。子ども全体の貧困対策が長らく続く政策になると思う。

■Q. 「子どもの貧困率」は放っておくと今後も増え続けると思うが、アメリカなどの新自由主義の国々は、日本以上に「子どもの貧困率」を抑えなければいけないという意識を持っているのか、それとも増え続けることはしかたないと割り切っているのか。

■A. イギリスは子どもの貧困削減を掲げて、子どもの貧困率が改善している。カナダはアングロ・サクソン国だが、貧困対策に熱心な国で、アメリカとは全く違う社会政策を取って、高齢者の貧困率などを見てもかなり下がってきた。

■Q. アングロ・サクソン諸国では、ヘッド・スタートやシ

ユア・スタートなど、それなりに手を打っているが、それでも格差が広がる状況についてはどのように思われるか。

■A. アングロ・サクソン諸国は、市場主義にゆだねて、それで格差が生じてしまうのはしょうがないから、後で再分配をして直そうという考え方がある。北欧諸国は全く逆で、その元のところから平等にしようという観点である。

■Q. 貧困研究で、「相対的貧困」は排除を伴うということがわかってきた。また今は、他の人たちから認め

られない孤立感を味わうような社会になってきている。そのような状況を総括したような貧困論はあるのか。

■A. 貧困の議論が、所得や生活水準などの話から、社会的排除論に変わってきた。社会的排除がより究極的な貧困の形のようにになっている。社会的排除と、人から認められないことの2つの現象は貧困者によく見られることだが、分けて考える必要はなく、すべてまとめて貧困論ではないかと思う。

(文責：調査研究部)

「09年春期退職準備教育研修会」開催のお知らせ

6月10日(水)～11日(木)、全労済本部会館にて開催します。

全労済協会では中小労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けたインストラクター養成を目的に、毎年春と秋の2回「退職準備教育研修会(退職研)」を開催しています。

〈研修会の概要〉

●日 時 2009年6月10日(水)10時～11日(木)16時

●場 所 全労済本部会館12階会議室
渋谷区代々木2-12-10(JR新宿駅南口より徒歩5分)

●対象者 産別・単組・支部等の役員・担当者
インストラクター・コーディネーター希望者

●カリキュラム

- 「エンジョイライフを目指して」
- 「公的年金」「雇用保険(失業給付と受給手続き)」
- 事例報告「実践活動紹介」
- 「退職者と税金」
- 「退職後の生活設計」「定年後の医療保険」
- *特別講演「年金を選択する一公的年金の課題について」
講師：慶応義塾大学経済学部教授 駒村康平氏

●参加費 資料代 2,000円

〈お問い合わせ・お申し込み先〉

全労済協会 調査研究部 (TEL 03-5333-5126)

2009年度公募による委託調査研究実施の予告

2005年度から実施している公募による委託調査研究につきまして、2009年度は6月1日(月)から受付を開始し、7月31日(金)までの2か月間、募集いたします。募集の研究テーマなど、詳細については次号でお知らせいたします。

なお、当協会ホームページでも6月1日から募集案内を掲載します。

▶ 2009年度公募委託調査研究の実施時期

募集期間：2009年6月1日～7月31日(2か月間)

審査期間：2009年8月～9月中旬
(審査結果の通知は9月下旬を予定)

研究期間：2009年10月頃～2011年2月末まで
(最長約17か月間)

成果公表：2011年5月以降を予定

シリーズ ユニカー（団体（法人）自動車共済）Q&A⑩

Q

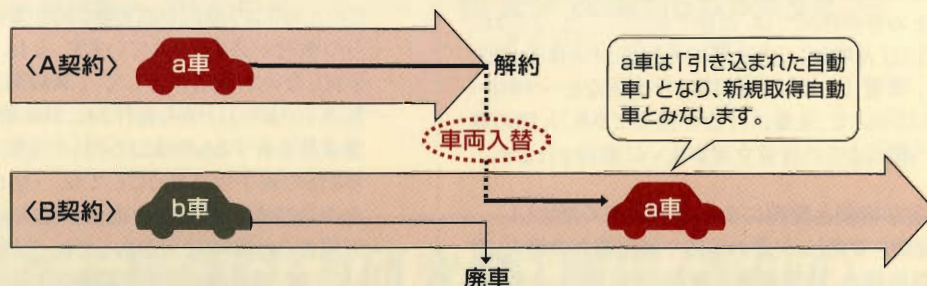
現在、ユニカーと契約している車両が2台あります。

その内、1台が廃車に伴い解約を行う予定ですが、廃車予定の契約は16等級です。残る1台の契約は10等級のため、16等級の契約へ入れ替えをすることは可能でしょうか？

以前は割引率の高い契約への車両入れ替えができませんでしたが、被共済自動車2台以上の契約があり、契約車両（b車：16等級）1台を廃車・譲渡・返還した場合には、新規取得自動車がなくとも他の契約自動車（a車：10等級）との車両入れ替えが可能です。

お届出の手続きについては、a車の異動・解約届（解約用）とb車の異動・解約届（車両入替用：旧内容はb車、新内容はa車）、a車の車検証をご提出ください。

A



※新規取得自動車がなく、譲渡、廃車、または返還も発生しない場合は、車両入れ替えはできません。また、車両入れ替えが適用できる用途・車種は、従来どおりとなります。

研究委員会・事業委員会の開催報告

理事会の諮問委員会である研究委員会が4月2日（木）に、事業委員会が4月14日（火）に、それぞれ開催されました。

研究委員会では、2008年度のシンクタンク事業の実施経過についての報告、および2009年度事業計画案についての説明の後、質疑応答が行われました。特に、

公募委託調査研究と退職準備研修会の意見等が出され、提案内容を確認しました。

また、事業委員会では公益法人制度改革関連3法（「一般社団・財団法人法」「公益法人認定法」「関係法律整備法」）への対応に向けた現状について報告が行われ、提案内容と合わせて確認しました。



駒村康平編著

『年金を選択する 参加インセンティブから考える』

（全労済協会「参加インセンティブから考える公的年金制度のあり方研究会」成果書籍）

2009年5月末書店にて発売予定。

定価：本体3,000円＋税

失業率の急上昇に警鐘が鳴らされています。3月の完全失業率は4.8%と、前月比0.4ポイント上昇しました。今秋から来年にかけて最悪で6%台後半に上昇し、完全失業者が約150万人増加するとの見通しも示されています。そこで、今回は失業防止対策等について説明します。

Q1. 失業の防止に関して、事業主の果たす主な役割と責務はどのようになっていますか。

A1. 個別の労働関係の安定等を目的とする「労働契約法」では、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」の解雇は無効とされています。また、期間の定めのある労働契約について、同法では「やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない」とされ、正社員よりも厳しく解雇を制限しています。しかし、厚労省発表の非正規労働者の雇止め等の状況では、把握できただけでも、3月は前月に比べて約3万人増加し、中途解除や解雇が全体の4割を占めています。事業主による雇用保障と社会的なセーフティネットのあり方について、失業は社会の損失であり、人間の尊厳を守るという観点からの政策立案が大いに期待されます。

Q2. 次に政府の主な役割と責務について教えてください。

A2. 政府は雇用保険を管掌し、失業の予防や雇用機会の増大、労働者の能力開発等の「雇用保険二事業」を行っています。08年12月からは、雇用調整助成金の支給要件が大幅に緩和、助成率が引き上げられ、新たに中小企業緊急雇用安定助成金も創設されました。この結果、一定の要件に該当する事業主が、労働者の解雇を防止、抑制するため、休業、教育訓練等を行い、休業手当または賃金を支払ったときに、休業手当または賃金の一部を、1日当たり基本手当日額の最高額を上限に、3年間で300日を限度に助成することとなりました。なお、雇用調整助成金に係る3月の「休業等実施計画届受理状況」および「支給決定状況」は、対象者数で238万人および21万人となり、前年度の一月平均と比べてそれぞれ2000倍、200倍となりました。

Q3. 職業訓練を受けている間に、基本手当の支給が終わるのが心配です。

A3. 職業訓練の途中で所定給付日数分の基本手当の支給が終

了し、生活が不安定にならないよう延長給付等が行われます。公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者については、「訓練延長給付」として、訓練受講の待機をしている期間(90日上限)、受講している期間(2年上限)および訓練終了後もなお就職が相当程度に困難な期間(30日上限)について、所定給付日数分の基本手当の支給終了後であっても基本手当が延長して支給されます。

Q4. 失業給付が切れてしまった場合、どのような公的支援が行われるのですか。

A4. 雇用保険の基本手当の受給が終了すると、上記の訓練延長給付等の延長給付がある場合等を除いて、あとは生活保護に頼るしかありません。しかし、稼働能力がある場合に対象外とされるケースが多く、漏給問題が指摘されたりもしています。このため、この隙間を埋めるためのセーフティネットの仕組みの検討が必要とされています。なお、雇用保険の受給資格を有しない求職者に対して、「訓練期間中の生活保障給付制度」が08年11月から施行され、訓練期間中に月額10万円(扶養家族を有するものは12万円)が支給されることとなりました。年3%の利子は支払うにしても、一定の条件を満たせば、元金の全額または約8割の返還が免除されること、また年収200万円までの臨時収入があっても、受給調整(減額)は行わないこと等、再就職の促進・支援の仕組みが強化されました。

Q5. 早く再就職すると、基本手当をもらい損ないませんか？

A5. 誠実かつ熱心な求職活動の結果、早期に安定した職業に就き、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上である等、一定の要件を満たせば、受給資格者に再就職手当(=基本手当日額×支給残日数に相当する日数×0.3)が支給されます。また、雇用保険法の改正により、再就職した日が2009年3月31日から2012年3月31日までの間にあるときは、支給残日数が45日未満であっても「支給残日数が3分の1以上」であれば給付率は「0.3」ではなく「0.4」、「同3分の2以上」であれば「0.5」と、支給要件の緩和と給付率の引上げが行われました。

(CFP®認定者 西岡秀昌)

全労済協会からのお知らせ

▶ 全労済協会当面のスケジュール

日 時	内 容	主 な 議 題 など
5月25日(月)	第7回「希望のもてる社会づくり研究会」開催	委員報告、討議など
5月28日(木)	第118回 理事会	・2009年度事業計画(案)
	第25回 評議員会	・2009年度収支予算(案)
6月1日(月)～	2009年度 公募委託調査研究募集開始(予定)	※詳しくは6月号(vol.29)でお知らせします。
6月10日(水)～11日(木)	2009年春期退職準備教育研修会	於：全労済会館会議室(東京・代々木)

全労済協会だより vol.28 2009年5月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 鷲尾 悦也 編集責任者: 村上 忠行

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》http://www.zenrosaikyokai.or.jp